

## 論 説

## 「虞犯少年」概念の構造（5）

— 公正さと教育的配慮の矛盾相克する場面として —

小 西 暁 和

- 一 はじめに
  - 1 刑事政策論的観点からの「虞犯少年」に関する研究について
  - 2 本稿について
- 二 「虞犯少年」についての立法上の経緯
  - 1 現行少年法の制定以前の状況
  - 2 現行少年法の制定と「虞犯少年」概念（（2）まで79巻3号）
  - 3 その後の少年法改正の動きと「虞犯少年」の規定
  - 4 検討（以上80巻1号）
- 三 司法の場における「虞犯少年」
  - 1 「虞犯少年」概念の明確化と変容（（2）まで80巻4号）
  - 2 「虞犯少年」に対する保護処分
  - 3 検討（以上81巻1号）
- 四 行政上の措置と「虞犯少年」
  - 1 矯正保護と「虞犯少年」
    - （1）少年矯正
    - （2）更生保護
    - （3）検討
  - 2 児童福祉と「虞犯少年」
    - （1）児童相談所における受理・判定・援助
    - （2）児童自立支援施設における自立支援
    - （3）検討（以上本号）
  - 3 少年警察活動と「虞犯少年」
    - （1）「虞犯少年」と「不良行為少年」
    - （2）少年警察における「虞犯少年」の事案の処理

(3) 少年警察における「不良行為少年」の事案の処理

(4) 検討

4 検討

五 むすび

## 四 行政上の措置と「虞犯少年」

それでは、つぎに、公権力の所在が持つ残されたもう一つの側面である行政という側面から、「虞犯少年」の概念を分析していくことにしたい。

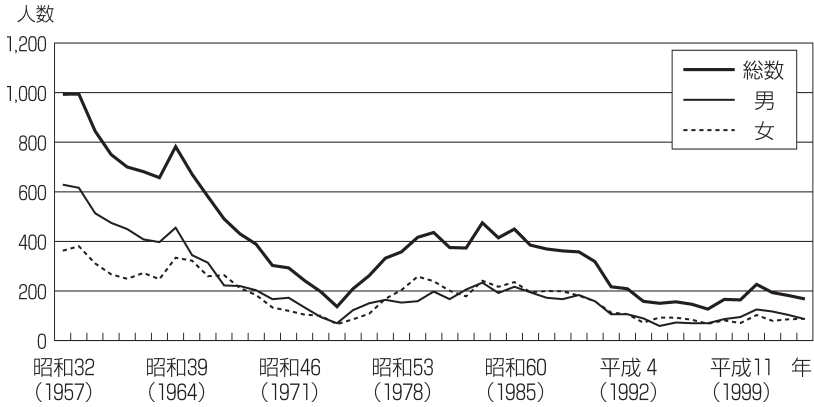
本章では、前述のように、とりわけ「虞犯少年」との関わりが問題となる矯正保護、児童福祉、少年警察活動という三種の行政上の活動から考察していくことにする。

このように本稿では、論文の目的との関係上で、行政上の活動のうち、矯正保護、児童福祉、少年警察活動に焦点を絞っている。その他にも、文部科学省が管轄する初等教育機関から高等教育機関までの学校教育や教育センター（教育研究所）・教育相談所（教育相談室）といった教育相談機関での活動、また内閣府が管轄する地方自治体を中心となった少年補導センターでの活動においても「虞犯少年」と全く関わりがないわけではない。だが、これらの活動では、少年の選別等を通じて「虞犯少年」の概念が多用されているというわけではないので、本稿では取り立てては扱わないこととする。

### 1 矯正保護と「虞犯少年」

まず、行政上の活動の中で矯正保護と「虞犯少年」の関わりについて考察することにしたい。司法機関が保護処分として「虞犯少年」を少年院に送致したり、保護観察に付すことによって、矯正や保護の執行機関がこうした「虞犯少年」を処遇することになる。本節では、はじめに少年矯正の

図4 虞犯を非行名とした少年院新収容者の推移（総数および男女別）



領域における「虞犯少年」について論じ、次いで更生保護の領域における「虞犯少年」について考えていくことにする。

### （1）少年矯正

少年矯正の領域で「虞犯少年」が問題となるのは、家庭裁判所による保護処分によって「虞犯少年」が少年院に送致される場合である（少年法24条1項3号）。なお、家庭裁判所に送致された「虞犯少年」が、観護の措置として少年鑑別所に送致される場合も考えられる（同法17条1項2号）。だが、これは、家庭裁判所における保護手続の一環として、少年の身柄を保全し、調査・審判等に必要な情報を提供するために少年の資質を鑑別すべくおこなわれているので、本節では論じないこととしたい。

（a）少年矯正に関する統計からみた「虞犯少年」 まず、『矯正統計年報』にもとづき、少年院に入院する「虞犯少年」について統計的な観点から検討することにする。

前述のように、虞犯保護事件において保護処分決定を受けた人員のうちで少年院送致となった人員数は、全体として見ると減少傾向にあると言える。したがって、当然のことながら、虞犯を非行名とした少年院新収容者

数にしても全体として減少傾向にあると言える(図4参照)。少年矯正に関する統計を掲載し始めた昭和32(1957)年以降の『矯正統計年報』によると、虞犯を非行名とした少年院新収容者数は、昭和30年代初めには1,000名近くいたのだが、その後は減少し、昭和49(1974)年には139名となる。翌昭和50年からは増加して、昭和58(1983)年には476名にまで増えるが、また再び減少していき、平成9(1997)年には126名になる。平成12(2000)年には227名にまで微増しているが、平成15(2003)年には168名に至っている。このように、虞犯を本件非行として少年院に入院する少年の数は、全体として減少傾向にあると言えるだろう。

こうした虞犯を非行名とした少年院新収容者数の経年変化を男女別で見ると、昭和30年代は男子少年の数が多かったものの、昭和40年代以降は男女間で新収容者数にそれほどの差異がみられないことが分かる。昭和30年代には、虞犯を非行名とした少年院新収容者のうち男子少年の数が400名台から600名台のあいだで推移していたのに対して、女子少年の数は200名台から300名台のあいだで推移していた。だが、その後は、増減に若干の差も見られるが、こうした男子少年の数と女子少年の数は、ほぼ相似した形で推移している。なお、平成15年には、虞犯を非行名とした少年院新収容者数168名中、男子少年が86名、女子少年が82名となっている。

しかしながら、虞犯を本件非行として少年院に入院する男子少年と女子少年は人数の上ではほとんど変わらないと言えるが、こうした虞犯を本件非行とした少年が少年院に入院する少年の総数のうちに占める割合の変化を男女別で見ると、男子少年と女子少年ではかなり相違していることが分かる(図5・6参照)。少年院新収容者における虞犯を非行名とした少年の割合は、男子少年の場合には、常に10%未満という低い水準で推移している。とりわけ平成3(1991)年以降には一層割合が低くなり、1%台から2%台で推移することとなる。これに対して、女子少年の場合には、少年院新収容者における虞犯を非行名とした少年の割合は、男子少年の場合と比較して、高い水準で推移していることが分かる。昭和50年代の半ばまで

図5 少年院新収容者における虞犯を非行名とした少年の割合の推移（男子）

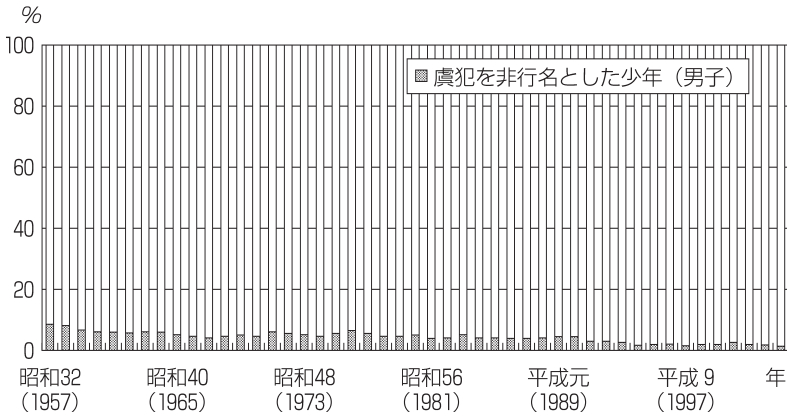
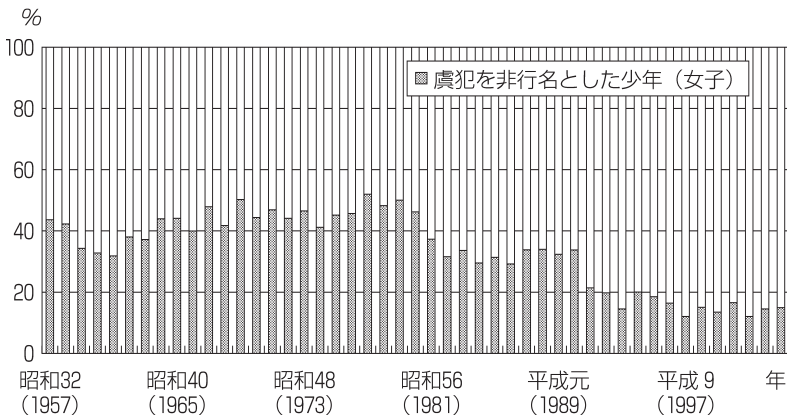


図6 少年院新収容者における虞犯を非行名とした少年の割合の推移（女子）



は30%台から50%台で推移しており、昭和52（1977）年には52.12%という最も高い数値を示している。その後は減少していき、平成7（1995）年以降は10%台で推移しているが、やはり男子少年の場合と比べて虞犯を非行名とした少年が高い割合を占めていると言える。平成15年は、虞犯を本件非行とした男子少年が、新たに少年院に入院した男子少年の総数5,283名中の86名を占め、その割合が1.63%となっている<sup>(208)</sup>。女子少年の場合には、同様に総数540名中の82名を占めており、その割合は15.19%である。

さらに、少年院新収容者における虞犯を非行名とした少年の割合を年齢ごとに見ていった場合には、男女共に年少少年ほど虞犯を非行名とした少年の割合が高くなる傾向にあることが分かる。平成15年は、こうした少年の割合が、男子少年の場合には、14歳で9.02%、15歳で2.75%、16歳で0.86%、17歳で2.04%、18歳で0.38%、19歳で1.15%、20歳以上で0%となっている。<sup>(208)</sup> また、女子少年の場合には、14歳で34.55%、15歳で20.88%、16歳で16.81%、17歳で20.0%、18歳で2.94%、19歳で2.53%、20歳以上で0%となっている。

また、少年院の処遇区分の観点から見た場合に、虞犯を非行名とした少年院新収容者には、刑法犯を非行名とした少年院新収容者の場合と比べて、一般短期処遇にしても特修短期処遇にしても短期処遇となる少年が多くはないということが言える。平成15年は、虞犯を非行名とした少年院新収容者の総数168名のうち、短期処遇の少年が32名（一般短期処遇が30名、特修短期処遇が2名）で19.05%となっており、刑法犯を非行名とした少年の総数4,581名のうち、短期処遇の少年が1,584名（一般短期処遇が1,482

(208) 平成15年における少年院新収容者の非行名別の構成比は、男子少年の場合には、窃盗が39.26%で最も高く、次いで道路交通法違反が12.32%、傷害が10.9%となっている。これに対して、女子少年の場合には、覚せい剤取締法違反が26.48%で最も高く、次いで窃盗が17.22%、そして虞犯の順番となっている。

(209) こうした傾向は、歴年比較をした場合にも見られる。例えば、昭和50（1975）年は、こうした少年の割合が、男子少年の場合には、14歳で19.42%、15歳で12.38%、16歳で5.61%、17歳で5.22%、18歳で3.36%、19歳で2.26%、20歳以上で42.86%（7名中3名）となっている。また、女子少年の場合には、14歳で80.0%、15歳で60.6%、16歳で48.65%、17歳で61.76%、18歳で16.22%、19歳で4.55%、20歳以上で100.0%（2名中2名）となっている。そして、昭和60（1985）年は、男子少年の場合には、14歳で19.86%、15歳で10.18%、16歳で4.11%、17歳で2.56%、18歳で2.25%、19歳で0.88%、20歳以上で33.33%（3名中1名）となっている。また、女子少年の場合には、14歳で54.65%、15歳で43.04%、16歳で33.91%、17歳で30.34%、18歳で14.0%、19歳で5.56%、20歳以上で0%となっている。この点、20歳以上で虞犯を非行名とした「少年」の割合が高い場合が見られるのは、後述のように、保護処分によって保護観察に付された者が20歳以上でも犯罪者予防更生法により通告されることがあるからである。

名、特修短期処遇が102名）で34.58%となっている。つまり、虞犯を本件非行として少年院に入院する少年には、必ずしも、「問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きい」少年が多い訳ではないということを示していると言えるだろう。

(b) 少年院における処遇と「虞犯少年」概念 さて、虞犯を本件非行として少年院に入院する少年について統計からは以上のような特徴が挙げられるのだが、これまで検討してきた「虞犯少年」概念は少年院ではどのように扱われているのだろうか。

この点について端的に言うならば、少年院における処遇の中で「虞犯少年」という概念は実質的には解消されることになる、と言えるのではないだろうか。

少年矯正の領域では、少年院に在院している当該少年の環境や性格、非行歴が問題となる。そして、少年院では、これらの点を考慮して個別的処遇計画が作成された上で、当該少年に対して計画的かつ集中的な矯正教育による働きかけがおこなわれる。そこで、「処遇の個別化とは、少年院が彼の全存在に正対することである」とも言われる<sup>(210)</sup>。したがって、本件非行としての虞犯は、少年の処遇の際に、こうした少年の非行歴の一部を構成することになる。そのために、「虞犯少年」という法概念が特別な意味を持つ訳ではなくなるのである。

こうしたことから、各少年院で取り組まれている問題群別指導においても、本件非行が虞犯である少年を特に対象とした教育プログラムは組まれていない。問題群別指導では、「不良交友」、「家庭問題」、「薬物志向」等といった少年の抱える個別の問題に対応した形で集団が編成されて教育がおこなわれている。

(c) 女子の「虞犯少年」に対する少年院での処遇 ただ、少年矯正

(210) 法務省矯正局長依命通達「少年院の運営について（依命通達）」（平成3・6・1法務省矯教1274号（例規））家裁月報43巻11号（平成3年）214頁、221頁。

(211) 保木正和『矯正教育の展開』（未知谷、平成14年）285頁。

に関して「虞犯少年」との関係で指摘しておくべき点がある。それは、虞犯をおこなった女子少年に対する少年院での処遇は特別な視点から観られてきたということである。

前述のように、虞犯を本件非行として少年院に入院する女子少年の数は、男子少年の数と比べて必ずしも多いわけではない。しかしながら、虞犯を本件非行とする少年が新たに少年院に入院した少年の総数のうちに占める割合を男女間で比較すると、女子少年の場合には、虞犯を本件非行として少年院に入院する少年が依然として高い割合を占めているということが分かる。

こうしてそもそも少年院に入院している女子少年のうちで虞犯を本件非行とした少年が高い比率を占めていることから、少年院に入院している女子の「虞犯少年」の意義について従来から論じられてきた。<sup>(212)</sup>とりわけ女子の「虞犯少年」は、多くの場合に性非行に関わっており、暴力団関係者との関係などによる被害者としての側面も有しているとされてきた。こうしたことから、少年院に収容されている女子の「虞犯少年」は、保護的な観点から収容されていることが多いものと指摘されている。そして、これらの特徴は、男子の「虞犯少年」には見られないとされる。つまり、「虞犯少年」の抱える問題には性差があるものと考えられている。

こうした点については、前述のように、近年、少年院新収容者における虞犯を非行名とした少年の割合が、女子少年の場合に、かなり低下してきているということと合わせ考慮しながらも、今後検討していく課題とした

---

(212) 少年院や少年鑑別所といった少年矯正の領域における女子の「虞犯少年」について論じたものとして、久我滯子「虞犯少年の処遇についての一考察」矯正職務研究 4 号 (1959年) 62-65頁、後藤弘子「虞犯少年に関する一考察—女子虞犯少年の実態調査をふまえて—」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 25 号 (昭和 62 年) 3-24 頁、宮下智允「女子少年のぐ犯事件を考える—売春女子少年の鑑別事例から—」犯罪と非行 94 号 (1992 年) 46-63 頁参照。また、少年矯正の領域における女子の「虞犯少年」について触れたものとして、大河内徹「少年院—男子及び女子少年院の特質にも言及して」現代のエスプリ 462 号 (2006 年) 166-167 頁参照。



い。

## （2）更生保護

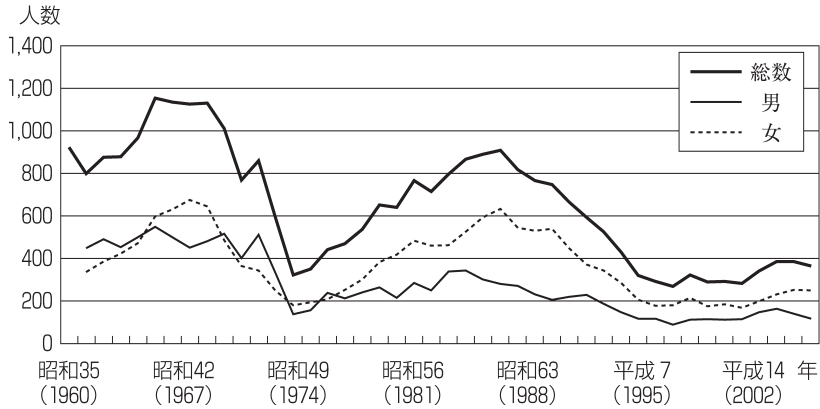
とりわけ保護観察を中心とした更生保護の領域で「虞犯少年」が問題となるのは、2つの場合が考えられる。まず、①家庭裁判所による保護処分によって「虞犯少年」が保護観察に付される場合（いわゆる「1号観察」）であり（少年法24条1項1号、犯罪者予防更生法33条1項1号）、また、②少年院に送致された「虞犯少年」が仮退院をすることによって保護観察に付される場合（いわゆる「2号観察」）である（犯罪者予防更生法33条1項2号）。なお、さらには、こうした「虞犯少年」が更生保護施設で生活をするということも考えられる。更生保護施設は、近年、積極的にSST（社会生活技能訓練）を実施するなど処遇機関としての役割をも充実強化しつつあるが、少年の保護に特化した施設が5施設（平成17（2005）年4月1日現在）であることなどからも少年の処遇に関しては未だ発展途上にあると言える<sup>(213)</sup>。したがって、「虞犯少年」の概念が多用されているとは言えないので、更生保護施設での保護収容に関しては本節では論じないこととする。

（a）更生保護に関する統計からみた「虞犯少年」 それでは、まず、『保護統計年報』にもとづいて、保護観察に付されることになる「虞犯少年」について統計上から確認してみたい。

虞犯を非行名とした1号観察新受人員数の変化を見てみると、増減しながらも全体としては減少していることが分かる（図7参照）。刊行が開始された昭和35（1960）年以降の『保護統計年報』によると、上記①の形で保護観察に付された「虞犯少年」は、昭和40（1965）年には最も多く1,163名となっているが、その後は減少し、昭和48（1973）年には323名となる。翌年からは増加し始め、昭和60（1985）年には912名にまで増える

(213) 羽田信行「保護観察による立ち直りへの援助—更生保護施設での取り組みを中心に」現代のエスプリ462号（2006年）141-149頁参照。

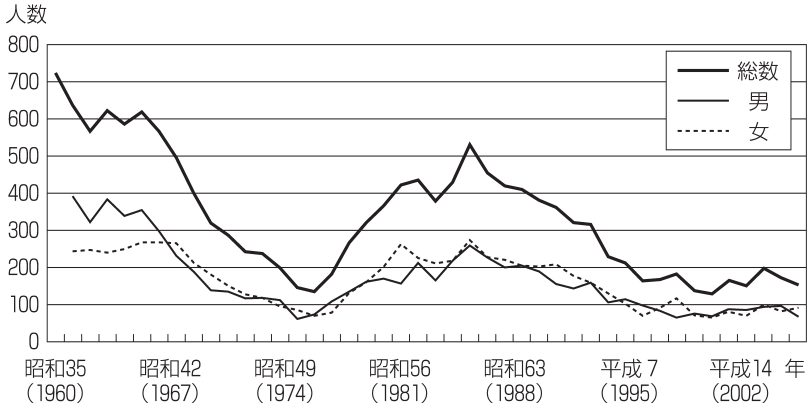
図7 虞犯を非行名とした1号観察新受人員の推移（総数および男女別）



ものの、再び減少していき、平成7（1995）年には264名にまでになる。そして、その後は、200名台から300名台のあいだで推移している。なお、平成15（2003）年は361名となっている。また、こうした虞犯を非行名とした1号観察新受人員数の変化を男女別で見た場合には、全体的に男子少年の数よりも女子少年の数の方が多いということと、総数の増減の波は主として女子少年の数の増減が影響しているということが分かる。

つぎに、虞犯を非行名とした2号観察新受人員数の変化を見てみたい。この場合もまた、増減しながらも全体としては減少していることが分かる（図8参照）。『保護統計年報』によれば、上記②の形で保護観察に付された「虞犯少年」は、昭和35（1960）年には最も多く723名であったが、その後は減少していき、昭和50（1975）年には134名となる。だが、翌年からは増加に転じ、昭和59（1984）年には531名にまでなるが、再び減少し始め、平成6（1994）年に160名になった後は100名台で推移している。なお、平成15年は、151名となっている。また、こうした虞犯を非行名とした2号観察新受人員数の変化を男女別に見てみると、上述の虞犯を非行名とした1号観察新受人員数の場合とは異なり、男子少年の数と女子少年の数にそれほど差がないということが分かる。このことは、上記（1）で検

図8 虞犯を非行名とした2号観察新受人員の推移（総数および男女別）



討した虞犯を非行名とした少年院新収容者数の経年変化において男子少年の数と女子少年の数にそれほど差が見られなかったこととも関係していると考えられる。

(b) 保護観察における処遇と「虞犯少年」概念 保護観察に付されることになる「虞犯少年」について、統計上からは以上のような状況を示すことができる。それでは、保護観察の場面では「虞犯少年」の概念はどのように扱われているのだろうか。

この点、少年院における処遇の場面と同様に、保護観察における処遇の場面でもやはり「虞犯少年」の概念は実質的には解消されることになる、と言えるだろう。

少年に対する保護観察処遇においては、保護観察官が、対象少年の処遇計画を策定した上で、通常、保護司と協働しながら対象少年の処遇をおこなっている。そこでは、遵守事項が定められている対象少年に対して、遵守事項を守るように指導監督がおこなわれ、また補導援護がなされる（犯罪者予防更生法34条1項、35条、36条）。つまり、対象少年の持つ個別の問題性や必要性に応じて、個別の指導・援助がおこなわれているのである。そこで、こうした指導監督や補導援護などの「更生の措置」の「…実施に

当つては、本人の年齢、経歴、心身の状況、家庭、交友その他の環境等を十分に考慮して、その者にもつともふさわしい方法を採らなければならない」(同法 2 条) という「個別処遇の原則」が立てられている<sup>(214)</sup>。したがって、更生保護の領域での少年の処遇の際にもまた、基本的には「虞犯少年」という法概念は特別な意味を持たなくなるのである。

(c) 類型別処遇制度と虞犯行状 しかしながら、保護観察における少年の処遇の場面では、少年の虞犯行状に着目している制度もまた見られる。

我が国の保護観察では、平成 2 (1990) 年から、「保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇 (...) を実施することにより、保護観察の実効性を高めることを目的と」して、類型別処遇制度を導入している<sup>(215)</sup>。こうして類型別処遇制度は、保護観察の対象者を犯罪・非行の態様等により類型化した上で、その特性に焦点を合わせた処遇をおこなう制度となっている。この類型には、類型別処遇制度を導入した当初は 11 の類型が定められていたが、平成 15 (2003) 年に類型項目を時代の要請に合ったものに拡充すべく類型別処遇制度が全面的に改正された後には 13 の類型が設けられている<sup>(216)</sup>。こうした類型の中に、平成 2 年

(214) 北澤信次「保護観察の方法」『講座「少年保護」第 3 巻』(大成出版社、1983 年) 163 頁参照。

(215) 最高裁判所事務総局家庭・刑事局長通知「『保護観察類型別処遇要領』の全部改正について」(平成 15・5・16 最高裁家二 165 号) 家裁月報 55 卷 8 号 (平成 15 年) 122 頁。また、宇戸午郎「類型別処遇の理解と活用方法について」更生保護と犯罪予防 143 号 (2004 年) 1-12 頁、北澤信次『犯罪者処遇の展開—保護観察を焦点として—』(成文堂、2003 年) 216-219 頁、山田信二「類型別処遇を考える」更生保護と犯罪予防 143 号 (2004 年) 107-112 頁参照。

(216) こうした 13 の類型には、「シンナー等乱用対象者」、「覚せい剤事犯対象者」、「問題飲酒対象者」、「暴力団関係対象者」、「暴走族対象者」、「性犯罪等対象者」、「精神障害等対象者」、「中学生対象者」、「校内暴力対象者」、「高齢対象者」、「無職等対象者」、「家庭内暴力対象者」、そして「ギャング等依存対象者」がある。

から設けられている類型の一つとして「中学生対象者」という類型がある。<sup>(217)</sup>この「中学生対象者」の類型は、「中学校及び中等教育学校の前期課程に在籍中の少年」が認定対象とされているのだが、この類型のなかで、少年の虞犯行状が着目されている。

この「中学生対象者」の類型では、保護観察実施上の問題点と処遇の方針に関して、本類型対象者によく見られるいくつかの非行のパターンが考えられている。こうした非行のパターンとしては、①「他校の不良グループとの抗争」、②「弱い者（動物、ホームレス、老人等）いじめ」、③「万引・ひったくり（単独、集団）の反復」、④「ぐ犯行為（家出、深夜徘徊、不良交友、不純異性交遊、援助交際等）」<sup>(218)</sup>が示されている。このようにして、類型別処遇制度の下では、「ぐ犯行為」の見られる「中学生対象者」に対して保護観察を実施する上での問題点と処遇の方針が格別に立てられているのである。

こうして少年の虞犯行状が着目されて、「中学生対象者」の非行パターンの一つとして類型別処遇制度のなかに組み込まれていったことの背景には、保護観察において従来から経験的に中学生の対象少年に虞犯行状が多く見られたということがあると考えられる。この類型別処遇制度が、「大多数の保護観察官の経験を整理し、統合したものとみえる」<sup>(219)</sup>からである。

(d) 犯罪者予防更生法42条1項による通告と虞犯事由 さて、保護観察における少年の処遇の場面では、少年の虞犯行状が着目される制度をもう一つ挙げることができる。それは、1号観察を受けている少年に対す

(217) 最高裁判所事務総局家庭・刑事局長通知・前掲注(215)142-144頁、法務省保護局『類型別処遇マニュアル—保護観察官版—』（法務省保護局、平成15年）145-166頁参照。

(218) また、「校内暴力対象者」として独立した類型が立てられている「校内暴力」についても、中学生の対象者によく見られる非行のパターンの一つと考えられている。（法務省保護局・同上152頁参照）。

(219) 宇戸・前掲注(215)5頁。

る犯罪者予防更生法にもとづく通告である。

犯罪者予防更生法では、42条 1 項において、保護観察所長は、少年法24条 1 項 1 号の保護観察に付する保護処分を受けた者に新たに真犯事由があると認められるときには、本人が20歳以上である場合でも、家庭裁判所に通告することができるものと定められている。こうして、1号観察を受けている者に真犯行状がみられ、真犯事由があると認められるときには、保護観察所長は当該対象者を家庭裁判所に通告できるものとされている。

しかしながら、犯罪者予防更生法42条 1 項の文言上で、「本人が20歳以上である場合においても」と規定されているので、本条の通告は、20歳以上の者に限られるのか、あるいは20歳未満の者も含まれるのかが問題となる。この論点については、①20歳以上の者に限られるとする見解<sup>(220)</sup>と②20歳未満の者も含まれるとする見解<sup>(221)</sup>とで対立が見られる。

この点、①の見解では、保護観察中の少年に少年法 3 条 1 項 3 号の事由がある場合に保護観察所長は同法 6 条にもとづいて家庭裁判所に通告することが可能である以上、少年法にもとづく手続により審判に付することができる者について特別に犯罪者予防更生法で規定する実質的理由が存在しないという点、また犯罪者予防更生法42条 1 項を受けた 2 項では、1 項により通告された者を少年法で定める少年とみなす旨規定しているので、同条は20歳以上の者を対象にしているという点、そして犯罪者予防

(220) 伊藤政吉「準少年保護事件の特質」家裁月報12巻 8 号 (昭和35年) 44-46頁、大橋正昭「収容期間の定めがある少年院送致決定について 刑政セミナー (41)」刑政84巻 6 号 (昭和48年) 96-97頁、綿引紳郎『犯罪者予防更生法解説』(大学書房、昭和24年) 80頁参照。

(221) 上垣猛「犯罪者予防更生法第42条のぐ犯通告に関する裁判例の総合的分析」家裁月報40巻 8 号 (昭和63年) 19-25頁、小川太郎『更生保護法』(一粒社、昭和29年) 148頁、田宮=廣瀬・前掲注 (65) 471頁、団藤=森田・前掲注 (62) 345頁、466-467頁、平場・前掲注 (62) 372頁、吉田次郎「犯罪者予防更生法の手引」更生保護制度施行十周年記念全国大会事務局編『更生保護論集』(更生保護制度施行十周年記念全国大会事務局、昭和34年) 186-187頁、吉永豊文=鈴木一久『矯正保護法』(ぎょうせい、昭和61年) 259頁参照。

更生法42条は、同法33条3項但書により20歳に達した保護観察中の者に新たな虞犯事由があると認められるとき、その定められた期間内の保護観察では十分な更生保護が期待し難い場合を考慮して特別に規定されたものと解されるという点を理由として、犯罪者予防更生法42条1項による通告の対象者には少年は含まれないと解している。

これに対して、②の見解では、「においても」という法文の表現が20歳未満の者をも含む表現となっているという点、また保護観察所長はその責任において保護観察をおこなう立場にあるので、保護観察ではなく少年院での矯正教育が必要と判断した場合や、法定期間後も引き続き保護観察を行う必要があると判

断した場合に、家庭裁判所の決定を促す法的措置としての通告を、保護観察所長としての立場で、その責任においておこなうべきことは当然のことと解されるという点、さらに20歳以上の者を特に考慮して規定したもので、その場合に特に規定の意味があるとはいえ、20歳未満の者を除外すべき理由は乏しいという点を理由として、犯罪者予防更生法42条1項による通告の対象者には少年も含まれていると解すべきものとされている。

以上のような見解の対立が見られるのだが、一般的には、学説・実務共に、本条の通告は20歳未満の者にも適用されると解されている<sup>(222)</sup>と言える。とりわけ実務上では、昭和39（1964）年に、20歳未満の者にも犯罪者予防更生法42条1項による通告を適用できることを認めた最高裁判所家庭局長の回答<sup>(223)</sup>が示されて以降は、②の見解に立って運用が図られてきたと<sup>(224) (225)</sup>される。

(222) 裁判所職員総合研修所・前掲注（74）87頁参照。

(223) 最高裁判所事務総局家庭局長回答「二十歳未満の者についてなされた保護観察所長からの通告について」（昭和39・10・7最高裁家三154号）。

(224) 上垣・前掲注（221）24頁参照。

(225) 私見としても、本条による通告の対象者から20歳未満の者を除外する必要性が乏しいということと共に、後述のように、本条の趣旨が1号観察の制度にプロベーション的な機能を持たせようとしているものと解されることから、本条による通

このように、実務においては、20歳未満でも20歳以上でも、保護観察の保護処分を受けた者に虞犯事由が認められる場合には、保護観察所長は、その対象者を家庭裁判所に通告することができるものとされている。そして、こうした犯罪者予防更生法42条1項による通告は、「送致」の規定が準用される（少年審判規則8条5項）ことから、少年法6条1項による通告とは異なり、送致されると同時に事件受理の効果が発生することになる「送致」と同様の性質を有していると考えられている。<sup>(226)</sup>

以上のことから、この犯罪者予防更生法42条1項による通告の要件は、第一に、保護観察に付する保護処分を受けた者であること、また第二に、新たに虞犯事由が認められることであるとされる<sup>(227)</sup>。このように、本条による通告では、虞犯事由のみが要件とされており、明文上、虞犯性は要件とはされていない。当然ながら、保護観察所長は、保護観察の対象少年に虞犯事由と虞犯性が認められる場合には、少年法6条1項による通告をおこなうこともできる。この点、犯罪者予防更生法42条1項による通告に關しても、虞犯事由とともに、虞犯性もまた要件であると解する説も有力に主張されている<sup>(228)</sup>。また、判例上でも、虞犯事由と虞犯性の両者をこの通告の要件としている決定例が見られる<sup>(229)</sup>。

しかしながら、いずれにしても、三で検討したように、司法機関によって虞犯性の概念は非常に限定的に解釈されており、また虞犯事由と虞犯性は内部的に連関していると解されていることを考えても、こうした第二の

告の対象者には20歳未満の者も含まれていると解すべきであると考える。

(226) 裁判所職員総合研修所・前掲注(74)88頁、澤登・前掲注(81)60-61頁参照。

(227) 裁判所職員総合研修所・同上87頁、田宮=廣瀬・前掲注(65)471頁参照。

(228) 上垣・前掲注(221)9-10頁、平場・前掲注(62)372頁参照。また、「…虞犯事由が認められるからといって通告義務が生じるわけではなく、保護観察によっても虞犯事由該当行為が解消されず再非行のおそれが強いと認められるときに通告がなされる」とも主張されている。(吉永=鈴木・前掲注(221)259頁)。

(229) 大阪家決昭和43・6・24家月21巻1号153頁。



要件は厳格に解されることになると言えるであろう。

この点、犯罪者予防更生法43条1項では、23歳未満の2号観察対象者に対するいわゆる戻収容の申請のための形式的な要件として、「遵守すべき事項を遵守しなかつたとき、又は遵守しない虞があるとき」という要件が規定されている。この要件と比較しても、犯罪者予防更生法42条1項による通告の第二の要件は、対象範囲がより狭いものとなっている<sup>(230)</sup>。

さて、こうした犯罪者予防更生法42条1項による通告の意義としては、保護処分により保護観察に付された者について、保護観察所長に「送致」と同様の効果を持った通告の権限を特に認め、また対象者が20歳以上である場合でもその通告をおこなうことができるようにしたことが挙げられるだろう。また、わが国における現行の保護観察制度の下では、保護観察に付する保護処分を決定した後に、対象者の問題性や必要性に応じて、処分変更をすることは認められていない。そこで、本条の通告には、こうした保護観察制度に、プロベーション的な機能を補完することが期待されていたものと言える<sup>(231)</sup>。そこで、「この通告を適切に運用することにより、保護処分の変更取消がないため柔軟性のない処遇を救済することができる。審判の際も、保護観察実施中も、対象者にこのことを自覚させ、プロベーションの実をあげるようにすることが望ましい」とされたのである<sup>(232)</sup>。

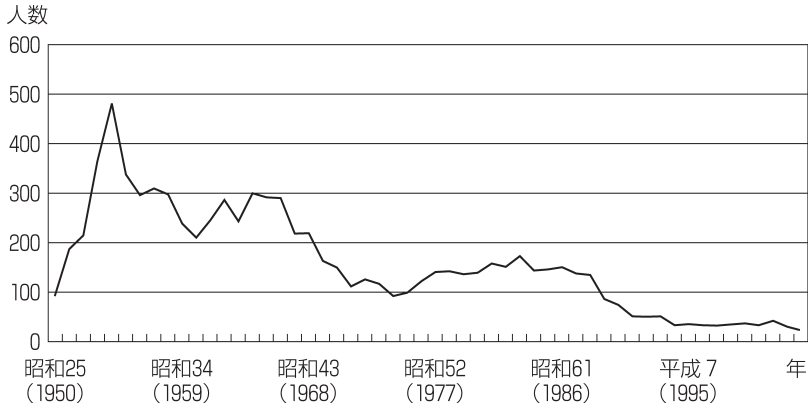
しかしながら、実際には、こうした機能が十分に果たされているとは言えないであろう。犯罪者予防更生法42条1項による保護観察所長からの通告事件における人員数の変化を見てみると、その人員数は大幅に減少して

(230) 犯罪者予防更生法43条における戻収容の申請のための要件としては、第一に、同条1項については「遵守すべき事項を遵守しなかつたとき、又は遵守しない虞があるとき」という遵守事項違反事由、同条2項については少年院法11条5項の事由といった形式的な要件、また第二に、戻収容の必要性と相当性の存在という実質的な要件があるとされている。(裁判所職員総合研修所・前掲注(74)308-309頁、田宮=廣瀬・前掲注(65)474-475頁参照)。

(231) 北澤・前掲注(214)162頁参照。

(232) 団藤=森田・前掲注(62)345頁。

図 9 保護観察所長からの通告事件における人員の推移



きていることが分かる (図 9 参照)。記録の残る昭和25 (1950) 年以降の最高裁判所の統計によると、家庭裁判所が保護観察所長から犯罪者予防更生法42条 1 項による通告を受けた事件の人員数は、制度の運用を開始してから間もなくの昭和29 (1954) 年には485名にまで増加するが、その後は減少していき、昭和34 (1959) 年から昭和43 (1968) 年までは200名台で推移することになる。しかし、さらに減少して、翌昭和44年から昭和63 (1988) 年まではほぼ100名台で推移し、翌平成元年以降は一層の減少が進んでいる。なお、平成15年は25名となっており、この通告の運用が極めて低調であることが示されていると言えるだろう。

このように犯罪者予防更生法42条 1 項による通告が十分に機能していない理由としては、この通告の運用に多大な困難さが伴っているということが考えられる。そうした問題として、実務家からは、本通告に必要な資料の収集が困難であること、本通告の手続が煩雑であること、本通告の時機が難しいこと、本通告をしても審判で違った結論になることが多いこと、本通告をして収容されなかった場合に悪影響が考えられることなどが挙げられている<sup>(23)</sup>。そして、新たに虞犯事由が認められることという上記第二の要件が厳格なものとなっていることが、こうした諸問題の背景にはあるの

ではないかと考えられる。前述のように、司法機関によって虞犯性や虞犯事由は限定的に解釈されているので、この第二の要件もまた厳格に解されることになる。その結果として、犯罪者予防更生法42条1項による通告は、手続上、容易には利用できなくなるであろう。言い換えれば、家庭裁判所での法解釈により「虞犯少年」概念が縮小していったことが、こうした送致機関の法運用にも影響しているとも考えられるのである。

結局、こうした法運用上の困難さは、実際に法運用に携わっている実務家からの要求として制定法の変更に向けて影響を及ぼすこととなったと言えるのではないだろうか。

平成17（2005）年に法制審議会が法務大臣に答申した「少年の保護事件に係る調査手続等の整備に関する要綱（骨子）」では、「第三 保護観察における指導を一層効果的にするための措置等」の「一 保護観察中の者に対する措置」として、1号観察を受けている者の遵守事項違反を新たな審判事由とすることが認められている<sup>(234)</sup>。そこでは、1号観察を受けている者に遵守事項違反が認められる場合に、保護観察所長は、その者に対して、これを遵守するように警告を発することができるものとされている。そして、こうした警告を受けた者にやはり遵守事項違反が認められるときには、保護観察所長は、家庭裁判所に対して施設送致への処分変更を申請することができるとする。そこで、家庭裁判所は、遵守事項違反の事実があり、その程度が重く、また保護観察では本人の改善・更生を図ることができないと認められる場合には、児童自立支援施設等送致あるいは少年院送致の決定をするものとされている。

こうした答申の内容は、同年に第162回国会へ（衆議院解散のため審議未了のまま廃案）、また翌平成18年に第164回国会へ提出された「少年法等の一部を改正する法律案」を構成している。

(233) 上垣・前掲注(221) 32頁、田宮＝廣瀬・前掲注(65) 470-471頁参照。

(234) 「少年の保護事件に係る調査手続等の整備に関する要綱（骨子）」ジュリスト1286号（2005年）44頁。

このように保護観察の保護処分を受けた者の遵守事項違反を新たな審判事由とすることを認めようとする動きは、犯罪者予防更生法42条1項による通告が十分に機能し得なかったことから、更生保護の領域における少年非行対策の変更として生じたものとも考えられるのである。

### (3) 検討

以上で分析したように、矯正保護の領域では、基本的には「虞犯少年」の概念は重要な意味を持たなくなると言える。少年矯正の領域でも、家庭裁判所では「虞犯少年」とされていた少年が、少年院に入院すると個別の問題性に着目して処遇をされることになる。また、更生保護の領域でも同様に、家庭裁判所では「虞犯少年」とされていた少年が、保護観察に付されるとやはり個別の問題性に着目して処遇をされることになる。つまり、矯正保護の領域で処遇される少年は、「虞犯少年」という法概念とはまた別の視座から観られることになる、と言えるだろう。

ただ、保護観察所は、送致機関としての機能を持つことから、犯罪者予防更生法42条1項による通告の要件としての虞犯事由には着目をしている。この犯罪者予防更生法42条1項による通告は、その利用しづらさによって、法運用上、十分に活用されていない状況にある。こうした利用しづらさの背景には、三で検討した司法機関の法解釈による「虞犯少年」概念の変化が影響していると言えるだろう。この法概念の変化によって、犯罪者予防更生法42条1項による通告の要件である虞犯事由もまた、厳格に解されるようになるからである。その結果として、こうした法運用上にみられる問題が、新たな立法への動きへと反映している。

## 2 児童福祉と「虞犯少年」

それでは、つぎに、児童福祉の領域では「虞犯少年」がどのように扱われているのかということについて検討していくことにしたい。虞犯をも含む問題行動のみられる児童を援助・処遇することも児童福祉の果たすべき

重要な役割の一つとされているからである。以下では、特に「虞犯少年」との関わりが問題となる児童相談所と児童自立支援施設という２つの機関を中心に論じていくことにする。まず、はじめに、「虞犯少年」が、児童相談所のおこなう受理・判定・援助といった関わりを通じて、どのように問題とされているのかということ考察していきたい。そして、その後で、児童自立支援施設において、「虞犯少年」の概念は、どのような意味を持っているのかということについて述べることにする。

なお、児童家庭相談援助活動を実施している市町村も、問題行動のみられる児童に関する相談に応じ、必要な援助をおこなうことになる（児童福祉法10条1項3号）。したがって、「虞犯少年」が問題となるケースを扱うこともあり得るだろう。しかしながら、後述のように、児童福祉法27条1項4号にもとづき児童を家庭裁判所に送致する必要がある場合には、市町村は児童相談所にその児童を送致しなければならない（同法25条の7第1項1号、同条2項1号）。そのために、「虞犯少年」が問題となるケースは、最終的には児童相談所で扱うことになると考えられる。そして、都道府県の設置する福祉事務所についても同様のことが言えるだろう（同法25条の8第1号）。この点、社会福祉事業法14条ないし17条に「福祉に関する事務所」として定められている福祉事務所<sup>(235)</sup>は、こうした市町村や都道府県の相談援助において重要な役割を果たしている。市に設置された福祉事務所は、市が児童家庭相談援助活動を実施する上での体制の一翼を担い、また都道府県に設置された福祉事務所は、町村の児童家庭相談援助活動を後方から支援し、都道府県が受け持つべき相談援助をおこなうことになる。<sup>(236)</sup>

(235) 社会福祉事業に関する総合的専門機関である福祉事務所は、都道府県と市においては義務設置であり、町村においては任意設置となっている。こうした福祉事務所には、社会福祉主事（社会福祉事業法18条、19条）が置かれ、相談・指導等の任に当たっている。

(236) 厚生労働省「市町村児童家庭相談援助指針」『子ども・家族の相談援助をするために一市町村児童家庭相談援助指針・児童相談所運営指針一』（財団法人日本児童福祉協会、平成17年）138頁参照。

りわけ、こうした福祉事務所内に設置される家庭児童相談室<sup>(237)</sup>では、家庭児童福祉に関する専門的な相談・指導<sup>(238)</sup>に当たっている。

また、児童委員(児童福祉法16条ないし18条)<sup>(239)</sup>なども問題行動のみられる児童を発見して対応することになる。しかしながら、やはり「虞犯少年」が問題となるケースは、最終的には児童相談所が扱うことになると考えられる。

ここで一点だけ注意しておきたいことは、児童福祉法の対象は「児童」なので、本節で論じられることになるのは、「満18歳に満たない者」(児童福祉法4条)に関することとなる。そのために、18歳、19歳の「虞犯少年」は、基本的には問題とされていない。

## (1) 児童相談所における受理・判定・援助

### (a) 児童相談所の手続と「虞犯少年」 児童に関する相談を受理し、

---

(237) 家庭児童相談室は、昭和39(1964)年から、「家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するために」、福祉事務所に設けられることとなった。この家庭児童相談室では、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事と、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員である家庭相談員が配置されており、家庭児童福祉に関する専門的な相談・指導に当たっている。(厚生事務次官通達「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39・4・22厚生省発児92号))。

(238) 近年、家庭児童相談室における非行相談の件数は減少傾向にある。また、家庭児童相談室の設置数自体も減少している。(山村匡由＝米山岳廣編著『児童福祉論』(ミネルヴァ書房、2005年)101頁参照)。

(239) 児童委員は、民間奉仕者にして名誉職のケースワーカーであり、民生委員が充てられる。その職務は、①児童・妊産婦の生活と取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと、②児童・妊産婦の保護、保健、その他福祉に関して、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供などの援助・指導をおこなうこと、③児童・妊産婦に関係する社会福祉を目的とする事業を経営する者や児童の健全育成に関する活動をおこなう者と密接に連携し、その事業や活動を支援すること、④児童福祉司や福祉事務所の社会福祉主事のおこなう職務に協力すること、⑤児童の健全育成に関する気運の醸成に努めること、⑥その他、必要に応じて、児童・妊産婦の福祉の増進を図るための活動をおこなうことであるとされている。

ケースを判定し、また児童等に対して援助をおこなう機関である児童相談所では、どのような経緯で「虞犯少年」が問題となり得るのであろうか。

この点、児童相談所では、「虞犯少年」が問題となり得る場面を、(i) 「虞犯少年」が児童相談所に通告される場合、(ii) 児童相談所長が家庭裁判所に「虞犯少年」を送致する場合、そして (iii) 家庭裁判所が児童相談所に「虞犯少年」を送致する場合の3つの場合に分けて整理することができる。

まず、これら (i) から (iii) までの場合を検討する前提として、児童相談所が、児童に関する相談を受理することになる契機を確認しておきたい。

こうした契機として、まず、児童相談所は、①家庭、学校、児童福祉施設等からの児童に関する相談を受け付けている（児童福祉法12条2項）。児童相談所は、その業務の一つとして「専門的な知識及び技術を必要とする」ような「児童に関する家庭その他からの相談」に応ずるものとされている。こうした相談は、一般的な意味での相談であり、上記の広い意味での相談に含まれている。

また、児童相談所は、②「要保護児童」についての通告を受けることになっている（児童福祉法25条）。「要保護児童」を発見した者は、こうした児童を児童相談所（または市町村、あるいは都道府県の設置する福祉事務所）に直接にあるいは児童委員を介して通告しなければならないものとされている。ただ、こうした通告のかなりの部分は警察関係からのものとなっている<sup>(240)</sup>。また、この通告には、実務上、口頭通告、電話通告、書面による通

(240) 児童福祉法規研究会編『最新・児童福祉法／母子及び寡婦福祉法／母子保健法の解説』（時事通信社、1999年）183頁参照。また、こうした背景として、警察では警察法2条に定められている「警察の責務」にもとづき少年に対する補導活動をおこなっているが、この「補導の内容をなす個々の質問、保護、犯罪の制止等については、主として警察官職務執行法によっているわけで、これ以外に不良少年等に対し行政処分をなし得る法規は児童福祉法の措置に委ねられていることから、警察もこの規定によって通告し、対応を要請してくるという仕組みになっている」とされ



告、また身柄を伴う通告があるとされるが、警察からの通告は通常、書面による通告によっておこなわれているとされている。こうした通告の対象である「要保護児童」とは、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」のことを指している（児童福祉法 6 条の 3）。この前者の「保護者のない児童」とは、孤児であったり、あるいは保護者から遺棄されたなど、現に保護監督している者がいない児童であると解される。これに対して、この後者の「保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」には、保護者から虐待を受けていたり、あるいは保護者の労働や疾病等のため必要な監護が受けられないなど、「保護者にその原因がある場合」と、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」（同法 44 条）等で児童自立支援施設に入所する必要があったり、あるいは心身上の障害を有していて専門の児童福祉施設で訓練や治療を受けた方が本人の福祉になると認められるなど、「児童本人の行為や心身上の障害にその主な原因がある場合」があり、こうした客観的事実が判断の基準とされている<sup>(24)</sup>。

そして、児童相談所は、③市町村、あるいは都道府県の設置する福祉事務所の長から児童等の送致を受けることがある（児童福祉法 25 条の 7 第 1 項 1 号、同条 2 項 1 号、25 条の 8 第 1 号）。児童福祉法上、市町村、あるいは都道府県の設置する福祉事務所の長は、同法 27 条による措置が必要であると認められる者、また医学的、心理学的、教育学的、社会学のおよび精神保健上の判定が必要であると認められる者を、必要があると認めたときには、児童相談所に送致しなければならないものとされている。こうした市町村、あるいは都道府県の設置する福祉事務所の長からの送致もまた、広い意味での相談を受理する契機となっている。

---

ている。（児童福祉法規研究会・同上 184 頁）。

(24) 桑原洋子＝田村和之編『実務注釈 児童福祉法』（信山社、1998 年）150-151 頁参照。

(24) 児童福祉法規研究会・前掲注 (24) 185 頁参照。



また、児童相談所は、④家庭裁判所から事件を送致されることがある（少年法18条、23条1項、24条1項2号）。少年審判の結果、少年が、児童福祉機関（都道府県知事または児童相談所長）送致決定を受けたり、保護処分として児童自立支援施設・児童養護施設送致の決定を受けることがある。また、いわゆる強制的措置許可申請事件について家庭裁判所が決定をもって措置を指示することもある。これらの場合に、事件が児童相談所に送致されることになる。

さらに、児童相談所は、⑤関係機関から援助依頼、調査依頼、照会、届出等を受けることもある。

児童に関する相談を受理する契機としては、以上の5つの契機を挙げることができるだろう。それでは、この点をふまえて、「虞犯少年」が問題となり得る上記（i）から（ii）までの場合を検討してみたい。

まず、（iii）「虞犯少年」が児童相談所に通告される場合は、児童が児童相談所に関わる段階で発見者によって「虞犯少年」と定義づけされている場合と言える。後述のように、この場合には、児童相談所の判断によって（ii）の場合に至ることもあり得る。

少年法上では、14歳未満の「虞犯少年」は、都道府県知事または児童相談所長からの送致がない限り家庭裁判所の審判に付すことができないものとされている（3条2項）。したがって、14歳未満の「虞犯少年」は、まず児童相談所に通告されることになる。この通告は、上記②の「要保護児童」としての通告とされており、上述のように多くは警察によってなされている。それでは、14歳未満の「虞犯少年」に、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」という児童福祉法上の「要保護児童」としての要件が欠けている場合には、こうした少年はどのように取り扱われることになるのであろうか。こうした少年には、保護者があり、さらに保護者に監護させることが適當であると認められるものの、虞犯事実があることから問題となる<sup>(243)</sup>。この点、後述のように、少年警察の実務上では、児童福祉法上の「要保護児童」としての要件

に欠けている以上、こうした「虞犯少年」は児童相談所に通告しないものとされている。そこで、こうした「虞犯少年」は警察段階のみで対応することになる。

また、14歳以上の「虞犯少年」であっても、18歳未満の場合には、児童相談所に通告することが可能であるとされている。少年法上では、14歳以上18歳未満の「虞犯少年」について、警察官または保護者が、家庭裁判所に送致・通告するよりも、まず児童福祉法による措置に委ねるのが適当であると認めるときには、児童相談所に通告することができるものとされている（6条2項）。

つぎに、(ii) 児童相談所長が家庭裁判所に「虞犯少年」を送致する場合は、児童が児童相談所によって「虞犯少年」として定義づけをされ、家庭裁判所に送致されることになる場合と言える。

この場合には、上記①の家庭、学校、児童福祉施設等からの一般的な意味での相談、上記②の「要保護児童」についての通告、または上記③の市町村、あるいは都道府県の設置する福祉事務所の長からの送致が契機となる。そして、児童に関する相談を受理し、ケースを判定した結果として、児童相談所は、当該児童を「虞犯少年」であると判断して家庭裁判所に送致することになる（児童福祉法27条1項4号）。

そして、(iii) 家庭裁判所が児童相談所に「虞犯少年」を送致する場合は、司法機関によって「虞犯少年」として定義づけをされた児童が、児童相談所に送致されることとなった場合と言えるだろう。

こうした場合として、上記④のように、少年審判で、「虞犯少年」とされた少年が、終局決定として、児童福祉機関（都道府県知事または児童相談

---

(24) この点、澤登俊雄教授は、こうした少年の多くが、「…実際には保護者に監護させるのが不適當な少年であると思われること、多くの通告者にとって保護者の監護の適・不適を明確に判断できないと思われることから、単に触法少年または14歳未満の虞犯少年であることだけが明らかな場合には、一応児童福祉法25条本文の通告をすべきであろう」としている。（澤登・前掲注（81）69頁）。

所長）送致決定を受けて、児童相談所に送致される場合（少年法18条1項、23条1項）、また、保護処分のうち児童自立支援施設・児童養護施設送致の決定を受けて、児童相談所に送致される場合（同法24条1項2号）が考えられる。

児童相談所において「虞犯少年」が問題となり得る経緯としては、以上のような場合を考えることができる。いずれの場合にしても、機関相互で「虞犯少年」を送致・通告し合うことになる場面で「虞犯少年」の概念が問題になるということが分かる。

(b) 「ぐ犯等相談」としての相談の受理 さて、児童相談所では、上記の各契機によって「虞犯少年」に関するケースをはじめとした児童に関する広い意味での相談を受理し、そのケースを判定することになる。ただし、上記④の契機で、家庭裁判所が少年に対して保護処分として児童自立支援施設・児童養護施設送致の決定をする場合と、家庭裁判所が児童に対して強制的措置を許可し、決定をもって措置を指示する場合には、児童相談所は、それらの決定にしたがってすみやかにそれぞれの措置をとらなければならないとされている。<sup>(24)</sup>

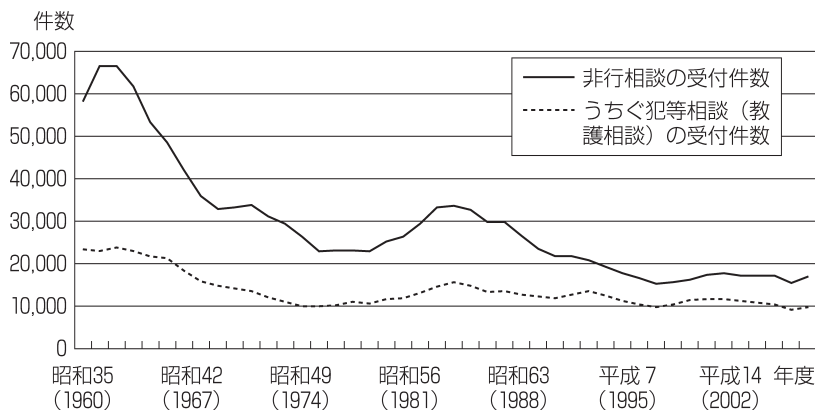
児童相談所で受け付ける相談の種類は、「養護相談」、「保健相談」、「障害相談」、「非行相談」、「育成相談」の5つに大きく区分されている。そして、この「非行相談」は、「ぐ犯等相談」と「触法行為等相談」から構成されている。「虞犯少年」に関するケースは、通常、このうちの「ぐ犯等相談」に分類されることになると考えられる。この「ぐ犯等相談」の区分は、平成9（1997）年の児童福祉法の改正を受けて、平成10年度から正式に用いられるようになった。それ以前は、「非行相談」は、「教護相談」と「触法行為等相談」から構成されていた。

それでは、ここで、『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』<sup>(25)</sup>にもと

---

(24) 厚生労働省「児童相談所運営指針」『子ども・家族の相談援助をするために—市町村児童家庭相談援助指針・児童相談所運営指針—』（財団法人日本児童福祉協会、平成17年）285頁参照。

図 10 児童相談所における非行相談の受付件数の推移



づいて、児童相談所における非行相談の受付件数の変化を確認しておきたい（図10参照）。本報告の刊行が開始された昭和35（1960）年度以降に全国の児童相談所において受け付けた「非行相談」の件数を見てみると、昭和30年代後半には、5万件台から6万件台で推移していたことが分かる。しかし、昭和40年代を通じて、4万件台から2万件台へと減少する。その後は、しばらく2万件台から3万件台のあいだで推移していたが、平成3（1991）年度以降は1万件台にまで減少して推移している。なお、平成15（2003）年度は、16,844件となっている。このように、「非行相談」の受付件数は大きく減少してきたということが分かる。また、さらに、こうした「非行相談」のうち「ぐ犯等相談（平成10年度以前は「教護相談）」の件数のみを見てみても、昭和30年代には2万件台であったものが、徐々に減少していき、現在では1万件を切る状態にある。なお、平成15年度は、9,609件であった。このように、「ぐ犯等相談（教護相談）」の受付件数もまた減少してきていることが分かる。

近年、児童虐待に関連する相談の件数が急増したために、児童相談所の

(24) 地方分権一括法が施行された平成12年度より以前は、調査名が「厚生省報告例」である。

職員は、この問題への対応に忙殺されることになったとされる<sup>(246)</sup>。このことから児童相談所における業務の遂行にひずみが生じ、結果的に「非行相談」を始めとした他の相談に充分対応できない状況がもたらされてしまったともされている<sup>(247)</sup>。

そこで、一層多様な相談援助をおこなうためにも、平成16（2004）年の児童福祉法の改正では、児童家庭相談援助活動を実施する市町村が児童に関する相談の一義的な窓口として位置づけられ、児童相談所の業務は、より高度な専門性が求められるものに重点化されるとともに、市町村への支援をおこなうこととされた（10条ないし12条）。

それでは、こうした「非行相談」、とりわけ「ぐ犯等相談」では、どのような児童が対象とされているのであろうか。

『児童相談所運営指針』によると、「ぐ犯等相談」は、①「虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある」児童、②「警察署からぐ犯少年として通告のあった」児童、または③「触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない」児童に関する相談として定義されている<sup>(248)</sup>。これに対して、「触法行為等相談」は、①「触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった」児童、②「犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった」児童に関する相談とされている<sup>(249)</sup>。こうして「触法行為等相談」の

---

(246) 平成16年に厚生労働省によって実施された児童相談所に対する実情調査の結果でも「児童相談所長のほとんどが、虐待相談件数の増加と困難事例の増加による、職員の業務過多と専門性の向上の必要性、人的不足、等を認識している」と指摘されている。（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課『児童相談所実情調査結果』（平成17年）38頁）。

(247) 才村眞理「少年非行における児童福祉の役割—児童相談所の実態を踏まえて—」犯罪と非行144号（2005年）69-70頁、本間博彰『平成16年度厚生労働科学研究報告書（子ども家庭総合研究事業）児童虐待に対する治療的介入と児童相談所のあり方に関する研究』（宮城県子ども総合センター、平成17年）2-3頁、5頁、30-31頁、36-37頁、62-63頁参照。

(248) 厚生労働省・前掲注（244）186頁。

対象児童は、法手続上で明確化されているものが示されており、「ぐ犯等相談」の対象児童よりも限定されている。

このように、ここで問題とされる「ぐ犯等」は、「等」の字にもあるように、「虞犯少年」における「虞犯」よりもはるかに広範な問題行動を対象としていることが分かる。「ぐ犯等」には、「虞犯」のみならず、触法行為や他の問題行動も含まれている。そのため、「ぐ犯等相談」の対象児童は、「虞犯少年」よりもかなり広範なものとなっている。

また、こうした定義の実際の運用においては、都道府県あるいは政令指定都市の各児童相談所によって違いが見られると言える。

したがって、上記の児童相談所における非行相談の受付件数の変化を検討する上でも、「ぐ犯等相談」の定義が曖昧であるという点、また各児童相談所によって適用の仕方が異なるという点、さらに「教護相談」とされていたことも含めて、この定義自体が時代によって変化してきたという点に注意すべきであろう。

(c) 「ぐ犯等相談」としての相談に対する援助 こうして「ぐ犯等相談」として受理された児童に関する相談は、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、またその他の診断をもとに判定（総合診断）され、児童に対する援助指針が作成される。そして、児童相談所では、この援助指針にもとづき、援助方針会議を通じて児童や保護者等に対する援助が決定され、また実行されることになる。それでは、「ぐ犯等相談」として受け付けた児童に関する相談については、具体的にはどのような援助がなされているのであろうか。

はじめに、児童相談所がおこなう援助の種類について確認しておきたい。

児童相談所がおこなう援助の種類には、①在宅指導等、②児童福祉施設

---

(249) また、「受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子ども（児童）に関する相談についてもこれに該当する」（括弧内は筆者）とされている。（厚生労働省・同上186頁）。

入所措置（児童福祉法27条1項3号）、指定医療機関委託（同法27条2項）、③里親委託（同法27条1項3号）、④児童自立生活援助措置（同法27条7項）、⑤福祉事務所送致（同法26条1項3号）、都道府県知事・市町村長報告・通知（同法26条1項4号、同項5号、63条の4、63条の5）、⑥家庭裁判所送致（同法27条1項4号、27条の3）、⑦家庭裁判所家事審判請求（同法28条1項、33条の6、33条の7、33条の8）がある。

このうちの①の援助は、第一に、助言指導、継続指導、他機関斡旋といった、行政処分としての措置によらない指導（面接指導）（児童福祉法12条<sup>(250)</sup>2項）、また第二に、児童福祉司指導（同法26条1項2号、27条1項2号）、児童委員指導（同法26条1項2号、27条1項2号）、児童家庭支援センター指導（同法26条1項2号、27条1項2号）、知的障害者福祉司・社会福祉主事指導（同法27条1項2号）、障害児相談支援事業をおこなう者の指導（同法26条1項2号、27条1項2号）といった、行政処分としての措置による指導、そして第三に、訓戒・誓約措置（同法27条1項1号）という3種の援助に細分化され得る。

また、②の措置には、児童自立支援施設や児童養護施設、情緒障害児短期治療施設などへの入所（あるいは通所）<sup>(251)</sup>措置が含まれている。

そして、家庭裁判所の司法的判断を経ない限り、②、③の措置をとるためには、親権者または後見人の同意が必要とされ（児童福祉法27条4項）、また①の第一と第二、②、③の措置をとるためには、都道府県児童福祉審議会の意見聴取もまた必要とされている（同法27条6項）。したがって、次節で論ずる児童自立支援施設に入所（あるいは通所）する際にも、家庭裁判所によって強制的措置が付けられた入所や保護処分として児童自

---

(250) こうした指導が行政処分には当たらない旨を示した裁判例として、宇都宮地判昭和59・11・15行集35巻11号1802頁、東京高判昭和61・2・25行集37巻1＝2号171頁等。

(251) こうした児童福祉施設には、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、そして児童自立支援施設がある。



立支援施設送致の決定を受けた入所でない限り、親権者または後見人の同意を得、さらに都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならないことになる。

なお、上記 (a) (ii) 児童相談所長が家庭裁判所に「虞犯少年」を送致する場合は、⑥の措置において問題となる。

この点、『社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例)』によると、平成 15 (2003) 年度の全国の児童相談所における「ぐ犯等相談」の処理件数は、9,495件であった。そして、その処理の種類別の件数と構成比は、上記①の第一における助言指導が5,035件 (53.03%)、継続指導が2,401件 (25.29%)、他機関幹旋が156件 (1.64%)、第二における児童福祉司指導が356件 (3.75%)、児童家庭支援センター指導・指導委託が2件 (0.02%)、第三における訓戒・誓約が52件 (0.55%)、上記②児童福祉施設入所措置が731件 (7.7%) (このうち上記⑥児童福祉法27条の3にもとづく家庭裁判所送致が19件)、上記③里親・保護受託者委託が11件 (0.12%)、上記⑤福祉事務所送致・通知 (統計上は知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む) が6件 (0.06%)、上記⑥児童福祉法27条1項4号にもとづく家庭裁判所送致が114件 (1.2%) となっており、さらに631件 (6.65%) がその他に分類されている。

このように、平成15年度の全国の児童相談所における「ぐ犯等相談」の処理件数を見てみると、上記①に分類される助言指導と継続指導だけで全体の約80%を占めていることが分かる。つまり、「ぐ犯等相談」として受け付けた児童に関する相談に対する援助の圧倒的多数は、助言指導や継続指導といった、行政処分としての措置によらない指導となっているのである。<sup>(252)</sup>

---

(252) 「ぐ犯等相談」の名称が用いられるようになった平成10 (1998) 年度から平成15年度までを見ても、こうした面接指導 (助言指導、継続指導、また他機関幹旋) が「ぐ犯等相談」の処理件数の78.28~80.24%を占めて推移していることが分かる。また、「養護相談」や「保健相談」等を含めた全種類の相談の総処理件数にお



また、「ぐ犯等相談」として受理された児童に関する相談が上記⑥に分類される児童福祉法27条1項4号にもとづく家庭裁判所送致の措置を受けた件数の構成比は、全体の約1%に止まっている<sup>(253)</sup>。この処理件数には、上記(a)(ii)の場合のように「虞犯少年」として家庭裁判所に送致される場合の他に、新たに「触法少年」として認知されて家庭裁判所に送致される場合も含まれていると考えられる。

(d) 「虞犯少年」と「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」現状として、児童相談所で「ぐ犯等相談」として受け付けた児童に関する相談については、以上のような援助がなされている。ただ、上記⑥の措置として家庭裁判所に送致される「虞犯少年」と、上記②の措置として児童自立支援施設に入所（あるいは通所）する「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」（児童福祉法44条）とが法概念上ではどのような関係に立つのが問題となる。「虞犯少年」のみならず、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」もまた、問題行動のみられる児童を対象として含んでいると考えられるからである。

この点、「不良行為をなし」た「児童」には、「犯罪少年」、「触法少年」、そして「虞犯少年」を中核として含む他に、問題行動のみられる児童もまた広範に含んでいると解されている<sup>(254)</sup>。また、「不良行為」を「なすおそれ

---

いてもこうした面接指導が約80%を占めており（平成10年度から平成15年度までは77.82~81.54%で推移している）、「ぐ犯等相談」のみの場合と同様の傾向を示していると言える。これに対して、「触法行為等相談」の場合には、こうした面接指導が処理件数の約50%を占めるにすぎず（平成10年度から平成15年度までは48.40~53.33%で推移している）、「ぐ犯等相談」等の場合とは異なる傾向を示している。「触法行為等相談」では、「ぐ犯等相談」と比べて、児童福祉司指導や訓戒・誓約が比較的高い割合を占めているという特徴がある。

(253) 平成10年度から平成15年度までを見ても、「ぐ犯等相談」に関して、児童福祉法27条1項4号にもとづく家庭裁判所送致の措置を受けた件数の構成比は、1.0~1.25%で推移していることが分かる。また、「触法行為等相談」に関して、こうした措置を受けた件数の構成比は、「ぐ犯等相談」よりやや高いものの、1.41~1.86%で推移している。

(254) 桑原=田村・前掲注(241)274頁参照。

のある児童」は、不良行為に至る可能性のある問題行動がみられるような児童を一層広範に含んでいるとされている<sup>(255)</sup>。このように、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」とは、何らかの「不良性」をみることでできる児童が対象とされているとも言えるだろう。したがって、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」の概念が持つ対象児童の範囲は極めて広いものであり、その限界は不明確なものとなっている。このことは、この概念にほとんどの児童が含まれてしまう恐れをもたらす一方で、児童福祉に関わる行政機関としての児童相談所や児童自立支援施設による対応に機動力と柔軟性を与えているとも言える。また、この「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」の概念は、「虞犯少年」の概念を包含する関係にあるため、一部分で「虞犯少年」の概念と重なり合っていると考えられる。

それでは、児童相談所において、家庭裁判所に送致すべき「虞犯少年」と、児童自立支援施設の入所（あるいは通所）対象児童である「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」との選別は、どのようになされているのであろうか。両者の概念には重なり合う部分がみられるために、同一の児童がどちらにも該当し得る場合に問題となる。

この点、法律上で明確な選別の基準は立てられておらず、厳密には、各児童相談所によって選別の基準は異なっているとも言えるだろう。また、個別のケースごとに、対象児童の抱える問題を見ながら対応していくことにもなる。

しかしながら、家庭裁判所に「虞犯少年」として送致する場合には、児童福祉の領域での対応能力を越えていると判断されていることは共通して

---

(255) この点、野田正人教授は、「…不良行為をなす虞とは、少年法の虞犯と同じ意味と説明される場合があるが、虞犯は本来少年法のいう非行に含まれているのであり、当然不良行為に含まれるべきものであることから、不良行為をなす虞とは、不良行為につながりうる相当広範囲な要保護状態を指すと解釈すべきであろう」としている。(桑原=田村・同上274頁)。

いるだろう。この点が、上記の両者を分ける分水嶺となっていると言える。

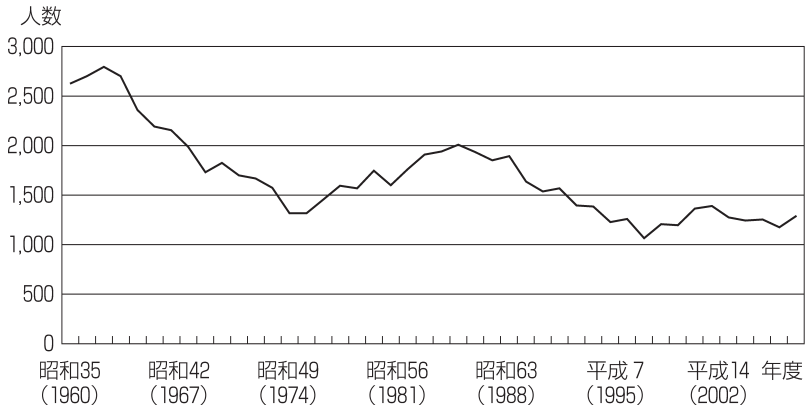
また、児童自立支援施設への入所（あるいは通所）対象となる児童は、かかる施設での援助が最適であると判断される児童であると言えるだろう。こうした児童自立支援施設への入所措置は、「非行相談」で受理する児童に対する福祉領域内で可能な最終的な措置とも言える。

ただ、児童福祉の領域であっても、やむを得ず強制力を必要とする場合には、強制的措置の許可を家庭裁判所から受けた上で、国立の児童自立支援施設（武蔵野学院・きぬ川学院）に入所させることになる。しかし、任意を基本とする児童福祉の本来の意義からしても、こうした強制力には限界があると言える。

## （2） 児童自立支援施設における自立支援

（a） 児童自立支援施設の位置づけ 児童自立支援施設は、上記二1で論じたように、感化院・少年教護院・教護院が前身となっており、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」を従来、対象としてきた児童福祉の専門機関である。しかし、平成9（1997）年の児童福祉法の改正によって、施設の名称が教護院から児童自立支援施設に変更されるとともに、対象児童も「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」にまで拡大され、また入所のみならず通所も可能となり、さらに施設の目的も「教護すること」から「個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援すること」へと明確化された（44条）。この「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」とは、「家庭における保護者の長期にわたる養育怠慢・放棄等、家庭環境に問題があり、この結果、日常生活における基本的な生活習慣の習得がなされていない等により、施設において子ども（児童）の自立支援のために生活指導等を要する」（括弧内は筆者）児童とされている<sup>(256)</sup>。「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」も「家庭環境その他の環境上の理由により生活

図 11 児童自立支援施設（教護院）の入所人員の推移



指導等を要する児童」も、生活環境を変えることによって児童の問題性の変化を促す必要があるという点では共通している。ただ、前者はやはり問題性が「不良性」にみられるという点に特徴がある。<sup>(257)</sup>

上述のように、こうした児童自立支援施設には、児童が児童相談所を通じて入所（あるいは通所）することになる。この入所（あるいは通所）には、親権者または後見人の同意にもとづく入所（あるいは通所）の他に、家庭裁判所によって強制的措置が付けられた入所や保護処分として児童自立支援施設送致の決定を受けた入所もある。<sup>(258)</sup>

それでは、『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』にもとづき、児

(256) 厚生労働省・前掲注 (24) 219頁。

(257) この点、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」と「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」とは同義であるとする見解もある。（岩本健一『児童自立支援施設の実践理論』（関西学院大学出版会、2003年）49-50頁参照）。しかし、法文上で前者と後者を書き分けている以上、両概念には違いがあるのではないだろうか。

(258) 『司法統計年報』によると、平成15（2003）年の家庭裁判所における非行名別の児童自立支援施設・児童養護施設送致人員数と構成比は、総数347名のうち、窃盗が最も多く135名（38.9%）、次いで虞犯が108名（31.12%）となっている。

童自立支援施設（平成10（1998）年度以前は教護院）の入所人員数の変化を確認しておきたい<sup>(259)</sup>（図11参照）。昭和35（1960）年度以降に全国の児童自立支援施設（教護院）に入所した人員数を見てみると、昭和37（1962）年度には最も多く2,810名となっていたが、翌年度からは減少していき、昭和48（1973）年度には1,319名になる。その後はやや増加して、昭和58（1983）年度には2,021名にまで増えるが、再び減少していき、平成2（1990）年度以降は、1,000名から1,500名のあいだで推移している。なお、平成15（2003）年度は、1,298名となっている。このように、児童自立支援施設の入所人員数は、増減しながらも全体としては緩やかに減少してきていると言えるだろう。しかしながら、全国的には減少傾向にあるが、東京や大阪といった大都市部を中心としたいくつかの児童自立支援施設については、入所人員数は高位で安定している<sup>(260)</sup>。

(b) 児童自立支援施設の抱える課題 こうして全国的には入所人員数が減少していることから、全国に58施設<sup>(261)</sup>（平成17（2005）年4月1日現在）ある児童自立支援施設にとっては、現在、大きな変革の時期を迎えていると言えるだろう<sup>(262)</sup>。

児童自立支援施設は、こうした地方の施設における入所人員数の減少の他にも、近年いくつかの大きな課題を抱えている。この点について触れて

(259) なお、平成10年度以降は、平成9年の児童福祉法の改正によって制度上新たに開始された通所の人員数も含む。こうした通所の人員数は、平成14（2002）年度まで0名であったが、通所定員のある大阪府立子どもライフサポートセンターが開設されたことにより平成15年度には10名となった。

(260) 中島円実＝佐野雅彦「児童自立支援施設入所の状況と傾向（概要）」司法福祉学研究3号（2003年）113-122頁、野田正人「非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方に関する調査研究」『平成13年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第6／7）』（厚生労働省、平成14年）54-56頁、58-59頁参照。

(261) その内訳は、国立が2施設、公立が54施設、私立が2施設となっている。

(262) 平成17年には、厚生労働省でも「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」が設置され、児童自立支援施設の今後の方向性について検討が加えられることとなった。

おきたい。

まず、こうした課題の一つとして、寮職員の勤務体制の変化を挙げることができらう<sup>(263)</sup>。児童自立支援施設では、寮職員の勤務体制として、多くの場合、感化院時代から続いてきた「小舎夫婦制」が採られていた。「小舎夫婦制」とは、10人程度の小人数の寮で夫婦の職員が入所児童とともに生活をして、擬似的な家族を作るなかで入所児童の指導をおこなうものである。しかし、近年では、夫婦職員の確保の困難さなどにより、それぞれの職員が施設外から通勤して、交代で寮に寝泊まりをする「通勤交代制」へと移行してきている。

また、課題の一つとして、学校教育の導入も挙げることができる<sup>(265)</sup>。平成9年の法改正以前は、児童福祉法48条1項で、各種の児童福祉施設の長に入所児童を就学させる義務が課せられているなかでも、教護院の長だけは除外されていた。そして、同条2項で「教護院の長は、在院中学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる」と規定されていた。こうしたいわゆる「準ずる教育」によって、入所児童に対する学科指導が教職資格を持っていない職員によってもおこなわれていた。平成10年に改正される以前の児童福祉施設最低基準84条でも「教護院における生活指導、学科

(263) 全国児童自立支援施設協議会編『新訂版 児童自立支援施設(旧教護院)運営ハンドブック』(三学出版、1999年)350-362頁、浜田雄久「児童自立支援施設」近畿弁護士会連合会少年問題対策委員会編『非行少年の処遇 少年院・児童自立支援施設を中心とする少年法処遇の現状と課題』(明石書店、1999年)72-74頁、山縣文治『児童福祉論』(ミネルヴァ書房、2005年)191頁参照。

(264) こうした夫婦の職員は、かつては「教護」と「教母」と呼ばれていたが、平成9年の児童福祉法の改正を受けて廃止された。現在では、「児童自立支援専門員」と「児童生活支援員」という名称が用いられている(児童福祉施設最低基準80条)。

(265) 小林英義「施設入所児の教育保障—法改正による児童自立支援施設の動向」小林英義=小木曾宏編『児童自立支援施設の可能性』(ミネルヴァ書房、2004年)76-107頁、全国児童自立支援施設協議会・前掲注(263)23-25頁、服部朗=佐々木光明『ハンドブック少年法』(明石書店、2000年)289-291頁参照。

指導及び職業指導は、すべて児童の不良性を除くことを目的としなければならない」と定められており、あくまでも、学科指導は「児童の不良性を除く」ための手段として位置づけられていたと言える<sup>(266)</sup>。こうした点で、この「準ずる教育」は、入所児童の享有する教育権の保障の面から見て問題があると指摘されていた<sup>(267)</sup>。ただ、学校教育ではとり残されがちであった入所児童の個別の学力に合わせて柔軟に対応することができるという特長もあった。しかし、平成9年の児童福祉法の改正により、児童自立支援施設の長にも入所児童を就学させる義務が課せられるようになったことで、児童自立支援施設においても学校教育が実施されてきている<sup>(268)</sup>。

そして、児童自立支援施設に求められている役割も次第に変化してきていると言えるのではないだろうか<sup>(269)</sup>。このことは、上述の平成9年の法改正による対象児童の拡大にも関連する。近年では、アスペルガー症候群、注

(266) 平成10年の改正により、児童福祉施設最低基準84条では、1項で「児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない」とされ、2項で「学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあってはこの限りでない」と定められるようになった。このように、法文上から「児童の不良性を除く」という目的が姿を消すとともに、児童の自立支援という目的のためになされる生活指導および職業指導と、学科指導とが法制度上では分離されることとなった。

(267) 日本弁護士連合会『「教護院にある児童の教育を受ける権利」に関する意見書』（1990年）参照。

(268) ただ、平成9年の児童福祉法の改正における附則7条1項では、「当分の間、児童自立支援施設の長は、入所中学校教育法（…）の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。この場合において、児童自立支援施設の長は、当該教科に関する事項については、文部科学大臣の勧告に従わなければならない」とされており、「当分の間」の経過措置として旧法の制度による運用が認められている。

(269) 富田拓「児童自立支援施設—そこで何が行われているのか—」犯罪と非行143号（2005年）75頁、西嶋嘉彦「児童自立支援施設における処遇の実情—児童福祉法改正後の運用を中心に—」家裁月報55巻4号（平成15年）12頁、47頁、浜田・前掲注（263）74-77頁、80-82頁参照。



意欠陥／多動性障害 (AD/HD) 等の軽度発達障害や、家庭での被虐待経験など、児童自立支援施設に入所してくる児童の抱える問題が複雑化してきているとも主張されている。そのために、児童自立支援施設には、必ずしも「不良行為」に限られない児童の多様な必要性<sup>(270)</sup>に応えられる体制の整備が社会的に求められてきているとも言える。こうした点も、児童自立支援施設の抱える課題の一つである。

さらに、上記 1 (2) でも触れた平成17年の法制審議会による答申「少年の保護事件に係る調査手続等の整備に関する要綱 (骨子)」では、14歳未満の少年の保護処分を見直し、14歳未満の少年であっても、「特に必要と認める場合に限り、少年院送致の保護処分をすることができるものとする」<sup>(271)</sup>としている。従来、14歳未満の少年は、少年院に送致されることがなく、施設内での処遇の必要性が特にある場合でも、児童自立支援施設 (もしくは児童養護施設) への送致しか選択できなかった。

このように、現在、児童自立支援施設では、乗り越えるべき多様な問題に直面していると言える。しかしながら、やはり、児童自立支援施設が教護院の時代さらには感化院の時代からこれまで保ち伸ばしてきた優れた特徴を上手く活かしていくということが最も望まれることであろう。児童自立支援施設は、児童と職員がともに暮らし、ともに学び、ともに働く<sup>(272)</sup>「with の精神」などの理念の面でも、また上でも述べた「小舎夫婦制」や「準ずる教育」などの方法の面でも、少年院とも児童養護施設ともまた異

(270) 平成15年に開設された大阪府立子どもライフサポートセンターは、ひきこもりや不登校などの状態にある義務教育修了後の児童の自立支援に専門化された施設として運営されている。

(271) 「少年の保護事件に係る調査手続等の整備に関する要綱 (骨子)」前掲注 (234) 44頁。

(272) 阿部恵一郎『「WITH の精神」再考』非行問題202号 (平成 8 年) 186-195頁、井上肇「体験的児童の人権の成立」全国児童自立支援施設協議会編『児童自立支援事業100周年記念誌 百代に花開く』(全国児童自立支援施設協議会、2000年) 20頁、全国児童自立支援施設協議会・前掲注 (263) 19-20頁参照。



なる特徴を有しているからである。

(c) 児童自立支援施設における自立支援と「虞犯少年」概念 それでは、こうした児童自立支援施設では、「虞犯少年」概念はどのような意義を持っているのだろうか。

この点、上述の矯正保護の領域における処遇と同様に、児童自立支援施設での自立支援においても「虞犯少年」概念は実質的には解消されることになると言えるだろう。

児童自立支援施設では、集団での生活を通じて、多様な入所児童が抱えている問題に個別に対応していく必要がある。とりわけ、生活環境を変えて、児童の抱える問題の環境的な要因に働きかけることによって、児童が「育ち直し」をすることになる。こうした援助をおこなうことにより、児童の自立支援が図られるのである。

こうした援助のあり方は、「虞犯少年」を扱うことがあり得る児童養護施設等の他の児童福祉施設や自立援助ホームでも共通しているところがあると言えるだろう。

### （３） 検討

以上で分析してきたように、児童福祉の領域においても、児童自立支援施設等で児童に対して援助をおこなう際に基本的には「虞犯少年」の概念は問題とされていない。矯正保護の領域と同様に、児童一人一人の個別の問題性に着目して援助をおこなうからである。つまり、家庭裁判所等で「虞犯少年」として観られていた児童も、児童福祉の領域では、それとはまた別の視座から観られることになるのである。

そして、児童相談所の相談業務では、「虞犯」の概念よりも一層広い「ぐ犯等」という概念が用いられている。また、児童自立支援施設の入所対象児童である「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」も、「虞犯少年」のみならず、「犯罪少年」や「触法少年」、さらには問題行動のみられる児童をも広範に含んだ概念となっている。このように、児童福祉の

領域で扱われることになる児童は、児童の最善の利益の追求というこの領域に共有されている目的の観点から、新たに見立てられることになる。これらの概念は非常に曖昧なものとなっているが、このことは行政作用に属する児童福祉の領域の持つ目的との関係で理解されなければならないであろう。

このように、児童福祉の領域でも「虞犯少年」の概念は前面に現われているとは言えないが、児童相談所が、他機関とのあいだで送致・通告をおこなうことになる場合には、「虞犯少年」の概念が再び用いられるようになる。とりわけ、児童相談所が、送致機関として機能して、児童を司法機関たる家庭裁判所に送致するか否かを判断する際には「虞犯少年」の概念が重要な役割を果たす。

児童福祉の領域は、全ての関わりにおいて任意を基本としているということが最も重要な点であるだろう。このことは、大きな可能性を持つとともに、「虞犯少年」をも含む児童に対する働きかけに限界づけを与えていると言える。